



經濟俱樂部講演

特 250

173

歐米に於ける

統制經濟の實情

栗栖越夫君

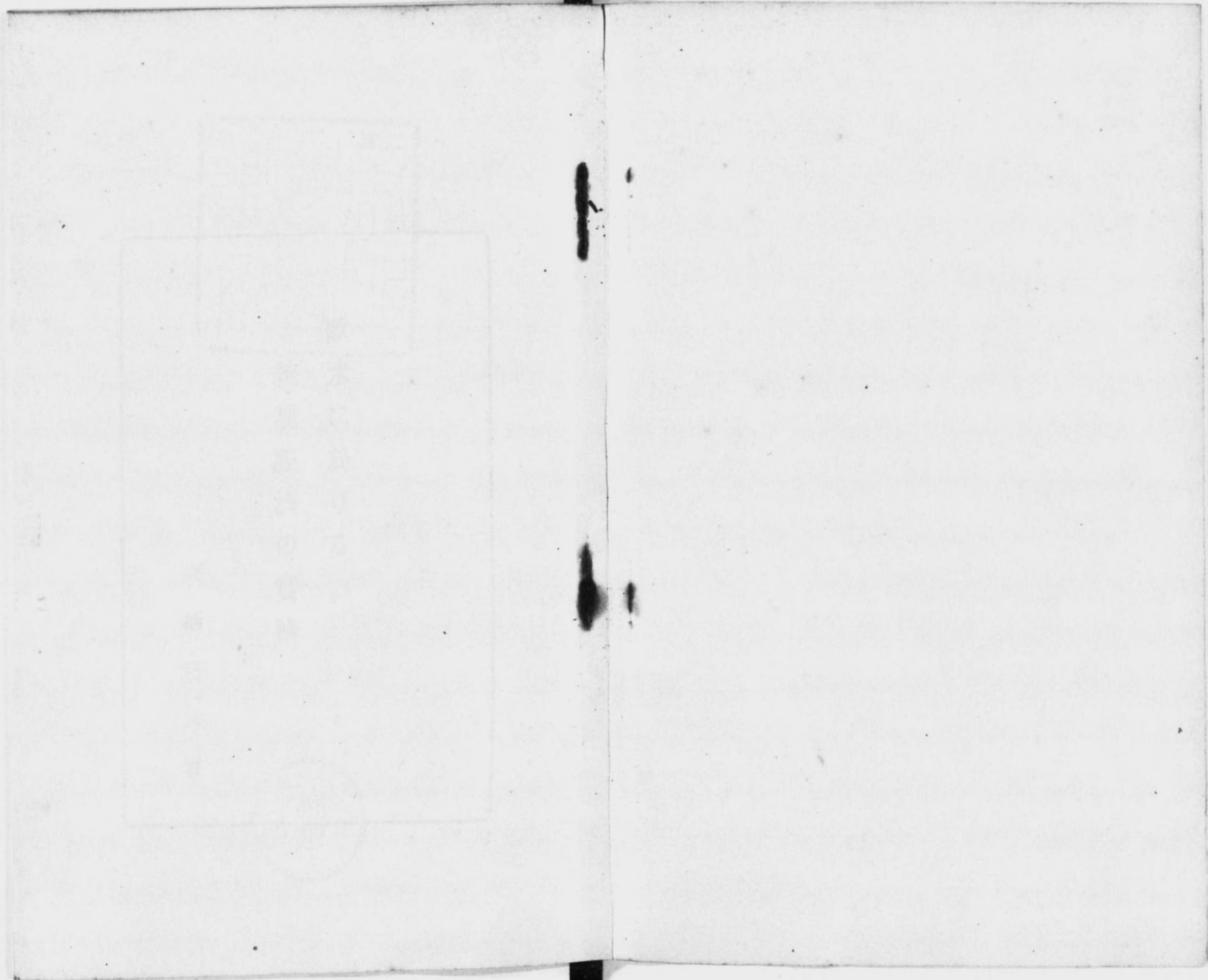
—131—

昭和十一年八月三日發行



始





特 250
173



歐米に於ける
統制經濟の實情

栗栖 赴 夫 君



經濟俱樂部講演第百參拾壹輯 目次

歐米に於ける統制經濟の實情

栗栖越夫君

- 一、「ナショナル・デフェンス」と「パブリックポリシー」……………一
- 二、米國金融統制の實情……………七
- 三、獨逸經濟統制の基調……………一七

歐米に於ける統制經濟の實情

昭和十一年五月一日經濟俱樂部定例午餐會に於て

日本興業銀行
法學博士 栗 栖 赴 夫 君

一、「ナショナル・デフェンス」と「パブリック・ポリシー」

題が歐米に於ける統制經濟の實情と謂ふことになつて居りましたけれども、歐米と申しましても大變廣いのでござりますし、且つ私はまだ歸りまして集めました材料を十分整理致して居らないやうな状態でありまして、やつと整理したものの中の若干に付きまして、時間の許す限り統制經濟の實情を御報告申上げて見たいと思ひます。固より意見とか或は議論と謂ふやうなことは私の如き若輩に之を申上げる資格はないのでありまして、唯實情を有りの儘御報告申上げると謂ふ丈に止めて戴きたいと思ふ次第であります。

大體最近の歐羅巴或は亞米利加の經濟は大きな推移變化を爲しつつあるものであると私は見て居るものであります。而かも其の推移變化は歐洲大戰を一つの楔機として起り、更に又今や一つの新たな推移變化を見せむとしてをるものではないかとも考へるのであります。私は昨年の三月亞米利加を振出に致しまして、亞米利加に四ヶ月、英國に半年ばかり滯留し其の間に獨逸、和蘭、白耳義、中歐諸國、佛蘭西にも參つたのであります。極ザツト乍ら是等の國々を見まして各國の財政色々な方面の實際家、殊に多く銀行家に御會ひする機會を得、又各國の大學に於て法律、經濟の講座を擔當してをられる先生達、法曹の方々にも御會ひ致しまして、實に有益な御話を承ることを得たのであります。而して此等の方々から承りました言葉の中で私に一番強く響きましたものは大體二ツの題目、即ちナショナル・デフェンス (national defence) と謂ふ言葉とパブリック・ポリシー (public policy) 若はパブリック・インテレスト (public interest) と謂ふ言葉であつたのであります。此の二ツの言葉が各地到る所に於て各方面の人に依り最も強調せられてをるのを見聞した次第であります。昨年十一月十四日に英國で總選舉が行はれたのでござりまして、夫れで十月の末から選舉期日前迄數々の選舉演説が朝野を擧げて行はれ、其の際内閣の主要な閣僚の

口から再軍備即ち rearmament と謂ふ言葉が出ましたので、野黨たる労働黨では早速之を捉へ、時恰も昨年末を期し軍縮會議開催の準備工作をやつてゐた際であり、之を以て政府の不謹慎なる言動として痛く攻撃したのであります。然し乍ら其の實英國でも世界の情勢に鑑み心ある者は national defence の要を痛感し之れが爲めに右一閣僚が再軍備即ち rearmament を口にするに至つたと思はれるのでありまして政府即ち所謂ナショナル・ガバメント (National Government) は之れが爲めに態々パンフレットを出し、rearmament と armament の expansion との相違を力説し且つ rearmament が disarmament と矛盾するものに非ざる所以を屢々述べたのであります。大凡そ斯る空氣又は事實を見ますと、英國に於てすらナショナル・デフェンスが國家の重大なる問題として考慮せられ、動きつつあると信ぜられた次第であります。斯る情勢は北亞米利加合衆國に於て又強く之を觀取するを得たのであります。即ちロスアンゼルスに參りますと、丁度米國海軍の大演習の開かれやうとする直前でありましたので、巨大なる軍艦大部分がサンペトロの軍港に這入つて居り、軍備熱は仲々なものであつたのであります。次に紐育、ワシントンに參りまして色々の意味種々の方面に於てナショナル・デフェンスと謂ふ聲を聽をされたので

あります。それから私は昨秋九月獨逸に渡り極短時日乍ら各地の情勢を観たのでございますが、大學に於ても工場に於ても或は銀行に於ても、更に又ライン河を西に越へ所謂ラインランドに参りましても南方ミュンヘンに参りましても或はチェコ・スラバキヤ國境方面に参りましても往く處に於て、此のナショナル・デフェンスの聲、ナショナル・デフェンスの動きは私共の耳目に強く印せられたのであります。扱て又佛蘭西に参りましては尙ほ更らナショナル・デフェンスの躍動を、或は巴里の街の中に於て、或は遠く東のヴェルダン近在の國境防備地帯に於て或はリオン・マルセイユ等の地方に於て目撃したのであります。斯くの如くナショナル・デフェンスの動きは最近の各國到る處に於て私共の耳目を衝いた所の一つの注目すべき點のやうに思はれるのであります。

それから他の一つはパブリック・ポリシイ、換言すればパブリック・インテレストの強調の聲であります。私は今度亞米利加に参りまして研究して見たい一つの題目と致しまして金約款廢止の經濟上並に法律上の效果問題を捉へたのであります。其の金約款廢止に關する千九百三十三年六月五日の議會共同決議を見ましても the holding of or dealing in gold is public interest

に影響する所あるを以て之に付適當の取締と制限を加ふ要ありと爲し、金約款を以て public policy に背馳するものと宣言したのであります。之に就ても此の「パブリック・インテレスト」又は「パブリック・ポリシイ」と謂ふ響きが明瞭に看取せられ得る次第であります。獨逸に参りましても獨逸のナチスの新立法の中に Gemeinnutz geht vor Eigennutz 即ち「公共の利益は個人の利益に先だつ」と謂ふ趣旨の規定すら設けられ、經濟相シヤハト博士の如きも之を以て der fundamentalen Grundsatz des neuen Staates 即ち新國家の基本的原則と謂ひ且つ其の意味のことがシヤハト博士の知腦と謂はるる獨逸中央銀行理事にして調査部長たるデリング博士の Kreditwirtschaft und Bankenreform (信用經濟及銀行改善中にも言及せられてをるのであります。更に英國に於きましても又佛蘭西に於きましても公益の強調は之を能く看取することが出来るのであります。英國に於ける一九二九年の會社法の改正、佛國ラパール前内閣の新法(昭和十年六月八日並に十月三十日の大統領令)の中には公益、公衆の利益保護が大いに強調せられてをる次第であります。私が歐米諸國を歩きまして見ました所に依りますと、先づ以上述べました所のナショナル・デフェンス並にパブリック・ポリシイと謂ふ二つの點が尠くとも重要な素材となつて其上に各國の社會

政治組織或は經濟組織が織り成されて居るやうに考へられたのであります。尤も精しく各國を觀ますと夫々特殊の狀況、特異の事情があることは勿論であつて、更に之れが加味せられ、之れが爲めに各國夫々の範圍と程度とを有する統制經濟、指導經濟、又は計畫經濟の如きものとなつて現はれてゐるのであります。今日米國、英國、獨逸、佛蘭西、伊太利、其他歐羅巴諸國に於ける指導經濟又は統制經濟或は露西亞に於ける計畫經濟と謂ふが如きものが、即ち右二要素が經濟の上に多かれ少かれ働き掛けて出來た產物ではないかとも考へる次第であります。

既に一言致しました通り各國夫々に地方色があり、而して斯る地方色ある上に夫々の組織政治組織が築き上げられたのであり、従つて同じく指導とか又は統制とか謂ふも其の強弱の程度、範圍の廣狹には自ら各國の間に非常の差異があるのでありますから、夫れを茲で同様、一律に述べることとは勿論出來ませぬ。本來ならば各國共通の一般性質及事情に付先づ述べ更らに各國特有の性質事情に付て述べるのが一番適當であるかとも思ふのでありますが、夫れではどんなに工面しても第一に時間も許さないことであり、次には私の資料整理も一部分に止まつてをりますので、茲では唯米國の金融統制組織と獨逸の經濟統制の基調とに付て若干の御話を申上げ夫れで御許を

願ひたいと思ひます。

二、米國金融統制の實情

私は先づ米國の金融統制の實情に付て述べて見たいと思ひます。米國は最初に渡りました關係上、若干蒐集した資料も整理が進みましたので、先づ少し纏つた御話が出来るかと思ふからであります。

米國の金融統制に付て述べるには先づ御承知のやうに千九百三十三年の三月に起つた金融恐慌から始めねばなりません。此の恐慌は非常に激烈なものであり古今未曾有のものであつたことは私が喋々と申述べる迄もないことでありまして、之に付御参考の爲めに、爰にルーズヴェルト大統領が大統領就任の際與へたメッセージの中の言葉を引用致し度いと存じます。即ち其のメッセージ中に次の言葉があつたのであります。

「我々が最も怖ルベキコトハ恐怖ト謂フコトデアル、コノ爲メニ諸物價ハ崩落シ、税金ハ高マリ、一般人民ノ支拂能力ハ減退シ、中央及地方ノ各政府ハ其ノ收入ノ激減ニ遭ヒ、通貨信用ハ

凍結シ、事業ハ委靡シ、農民ハ農産物ノ過剩ニ困惑シ、多數ノ人々ノ貯蓄ハ失ハレタ、而シテ更ニ最モ重大ナコトハ此ノ爲メニ多數ノ失業者ヲ生ジタコトデアツテ、我々ハ一刻モ躊躇スベキデナイ。余ハ諸員ヲ督シ我國刻下ノ大問題ヲ速急ニ解決セムコトヲ期スル」

右の言葉は簡單でありますけれども其の當時の實情を良く寫し而かも金融恐慌に際會し眞に恐るべきものは銀行の不健全經營の爲め休業するに至る事自體よりも、寧ろ國民が銀行を見れば何でも彼でも休業するのではないかと恐れ、健全と不健全とを辨へず、總ての銀行に對し取付騒をするに在ると謂ふ趣旨の言葉に對しては、我が國昭和二年の金融恐慌に當り苦き經驗を嘗めたと全く同一であつて寔に味はなければならぬ言葉であります。斯くの如く一九三三年の米國金融恐慌は猛烈なものであります。夫れでルーズヴェルト大統領は就任致しますや否や直ちに之れが救済對策に着手し、三月九日には Emergency Banking Act 即ち緊急銀行法を制定したのであります。夫れから更にフーバー前大統領以來引續ぎ調査せる基礎に據つて、其の年の六月十六日に銀行改正法を制定したのであります。

次に今回の金融恐慌の一主要原因を爲した證券の發行賣出等を極力取締り其の健全化の爲めに右の銀行改正法と同時に Securities Act 即ち證券法を定め、更に其の翌年即ち千九百三十四年に證券取引の淨化を期する爲め Securities Exchange Act 即ち證券取引法を定めた次第であります。斯くの如く銀行に關する二つの基本的な法律及證券に關する二つの基本的な法律と之に關する多數の附屬法を設け、公益事業たる銀行金融事業の健全淨化、パブリック・インテレスト擁護の強調を期したものであります。然るに丁度私が昨年米國に参りました際、米國では更に斯る銀行に關する法制に改正を企圖してをつたのであります。即ち一九三三年の金融恐慌に對する對策として、應急的暫定的に定めた上記銀行に關する立法を更に恒久的な立法に改めやうと謂ふ企てでありまして、後に詳しく申述べます通り、其の政府案が下院では無事通過したに對し、上院では之を修正決議した爲め更に協議會を開き漸く協議が纏つたやうな次第でありまして、斯くして出來たものが一九三五年の新銀行法に外ならぬのであります。そこで私は之れから上述した銀行に關する諸立法、證券に關する諸立法を通じて觀たる米國の金融統制の實狀を述べることに致します。

先づ千九百三十三年の緊急銀行法に付て申し上げます。元來此の緊急銀行法は極めて應急的暫定

的法律でありまして、千九百三十三年の三月四日にルーズヴェルト大統領が就任し、同月九日一氣に上下兩院の賛同を得て極めて緊急的暫定的に定めたものでありますが、併し米國の金融統制に關し、ルーズヴェルト大統領が抱いて居る根本原則の出發點は少くとも此の緊急銀行法の中に盛られて居るのであり、之は五つの部門即ち第一、緊急の權限 (Emergency Powers)・第二、銀行保存法 (Bank conservation Act) 第三、資本増加の爲めの優先株 (preferred stock for additional Capital)・第四、聯邦準備法の緊急改正 (Emergency Amendments to Federal Reserve Act)・第五、割當經費 (Appropriation) に分れてをるのであります。先づ第一の「緊急の權限は是れ寔に非常に大なるものでありまして、勿論非常時即ち緊急の事態に對する對策として之を應急臨時的に大統領に與へたものに外ならぬ次第であります。

之に依りますと先づ千九百三十三年の三月四日から同年の三月九日迄にルーズヴェルト大統領並に大藏長官の執つた處置對策を承認した上、更に外國爲替及銀行其他の金融機關に依る支拂に關する諸取引、並に金亦是銀の輸出秘藏鑄潰し、若は「イヤマーク」に付之に制限を加へ、若は之を禁止する權限を大統領に與へ、又大統領に於て米國通貨制度の保護上必要と認めるときは大

藏長官は民間に於て保有せられる總ての金及金證券を政府に提出せしめ、之に對して他の米國通貨を交付する權限を認められ、斯くの如く米國の通貨統制に關する大きな權限を大統領に與へ、更に大統領の下に於て大藏長官が其權限を行使すると謂ふ制度を設け、大藏長官が大統領の承認を得れば、其承認を得た範圍内に於て、聯邦準備銀行並に其の下にある銀行其他の金融機關に對し一定の命令指揮を爲し、通貨統制の實を擧げることが期したのであります。後にも申述べます通り元來米國の通貨金融に關する制度は self-government 即ち「自治」の主義が其の基調を爲してをつたのでありますが、一九三三年の金融恐慌の對策を契機として、右の如く非常に中央集權的な制度に之を變へたことは私共の注目に値する次第であると思ふのであります。尤も之れは一時的應急的であつて、未だ恒久的制度として創められてはをらなかつたのであります。斯る制度が恒久化したのは一九三五年の銀行法改正に際してであつて、此の點に付ては後に改めて申述べることと致します。

次に一九三三年の緊急銀行法は銀行保存法なるものを設けたのであります。銀行保存法は金融恐慌に因り休業せる銀行の營業再開、其他の整理救済に付定めたものでありまして、之に依れば

bank conservator. 即ち銀行保存人の制度を制定してをります。銀行保存人は休業銀行其他の金融機關の預金者其他の債権者の爲めに該銀行其他の金融機關の財産を保存する必要ありと認めらるる場合に初めて選任せられるものであつて、是れ蓋し元來銀行其他の金融機關の財産は、結局預金者其他の債権者の一般擔保でありますから、其の利益を害損させぬ爲めに銀行保存人をして斯る財産を安全に保存維持せしめて之れが不當に處分せられることを防ぎ、其の指揮下に營業を再開し、又は銀行其他金融機關の整理救済を斷行せしめ、之をして健全銀行たらしめ又は新たな健全銀行に再生せしめやうとすると謂ふのであります。

我國に於ては昭和二年の金融恐慌に際し、休業せる銀行は多數和議に依つて其の整理救済が出來たことは衆知の事實であります。此の米國の銀行保存人は我が和議法上の管理人に酷似するものがあるのであります。思ふに上記の緊急銀行法を制定し、銀行の保存整理に付規定を設けるに當つては、我が昭和二年の苦き經驗も一つの重要な參考となつた事は申す迄もありません。之に依ると一九三三年の金融恐慌に因り休業せる銀行の中容易に營業を再開し得るものは、營業再開資金の融通を受けて營業を再開し、營業再開不能のもの若は其の甚しく之が困難と見らるるものは

銀行保存人の指導と監督との下に之を改造せしめて更生せる銀行と爲し、更に斯る更生の爲めの改造も出來ざるものは己むを得ず銀行保存人の監督の下に之を清算しまして、新たに銀行を設立し之に休業銀行の營業を移轉させたものであります。而して營業を移轉するにも澤山の銀行がある地方に於ては既設の銀行に營業を移轉し別に新銀行は設立しないことも出來たのであります。斯くの如くにして休業銀行の營業再開、更生改造の爲めに整理を斷行せしめた次第であります。

更に第三に緊急銀行法は國立銀行が新たに營業資金を獲得する爲に優先株を發行するに付て便宜な規定を認めたのであります。此の優先株は年六分を超えざる累積的配當を受け又清算の場合にも券面金額及經過配當を優先的に受け得るものであります。從來發行せられてをつた普通株に比し、頗る優越の特典を附與せられたものであります。緊急銀行法には、此の種の特典ある優先株の發行に依て、國立銀行に新資金を得さすものであります。時恰も未曾有の金融恐慌の後でありましたので、斯る優先株を發行し充分の實績を擧げさすに付ては、政府の特設機關たる Reconstruction Finance Corporation 即ち之を略してRFCの援助と保護とを必要とすること勿論でありますので、之の點に付又便法が設けられ其の間に連絡を設けたのであります。即ち先づ

RFCで優先株を引受け、之に依て国立銀行に營業再開の爲めの新規所要資金を獲得せしめるものであり、又斯る優先株の直接引受を爲さざる場合には優先株を擔保として之に資金を融通することも出来るのであつて、大凡そ此の二者に依つて国立銀行が新しい資金を獲得する途を開いたものであります。

夫れから第四には緊急銀行法は又聯邦準備法の緊急改正を敢行したのであります。聯邦準備銀行が特融を致します爲に、之に確實なる有價證券を引當として聯邦準備銀行券の發行を認められた次第であつて、合衆國公債其他合衆國の直接債権を引當とする場合には其の券面額に相當する金額迄聯邦準備銀行券の發行を許され、又聯邦準備法に依り取得することを許されたる手形類を引當とする場合には其の評價額の九十パーセントを超えざる金額迄聯邦準備銀行券を發行することを許されたのであります。而して緊急銀行法は又之と同時に銀行、信託會社、會社、組合若は個人に對し一定の非常貸出を爲す權限を許されたのであります。即ち非常的臨時的に認められた準備銀行券の發行に依て更に銀行其他に非常貸出を爲さしむることとしたものに外ありませぬ。而して其の非常貸出には member banks 即ち組合銀行に對する貸出、組合外の州立銀行及信託會社

に對する貸出並に廣く法人、組合及個人に對する貸出の三種が定められ、夫々特融の途を設けた次第であります。

尙最後に緊急銀行法は緊急銀行法施行の爲めに支出すべき經費に付定めたのであります。要するに同法は上掲の五部門から成つたものであります。斯くの如く一九三三年三月の緊急銀行法は極非常的應急的乍ら随分思切つた改正を加へ金融機關に對する中央集中的權限を築上げる素地を作つたものと謂はれねばなりません。夫れで金融恐慌に對する應急的對策が成れば、當然其の次には相當の範圍に亘つて更に根本の改正が行はれることは申す迄もないことであつて、夫れが丁度同年の六月に一九三三年の銀行法改正となつて現はれた次第であります。

ルーズヴェルト大統領は就任早々上記の緊急銀行法を制定すると同時に、他方に於てフーヴァー前大統領が千九百三十二年の七月に調査を命じた銀行金融制度の調査報告に基いて根本の改正に着手し、之れが其の年の六月に改正銀行法として出來上つたものであつて、實に非常に詳細なものであります。而して其の規定する所は尙ほ相當に非常的應急的の性質を有するものが多く、恒久的改正は未だ餘り充分に見られないのであります。今同法が、其の制定の目的として掲げて

をります所を見まするに、(1)先づ銀行の資産を更に安全且つ有効に使用せしめ (the safer and more effective use of the assets of banks) なければならぬと謂つてをるのであります。之れはルーズヴェルト大統領に謂はせますと、多くの銀行が今回の金融恐慌に際會し斯くの如き破綻を來した所以のものは其の資産を當を缺く方面に使用し來つた點に在るのであつて、多くの銀行が不當不健全貸付を取つて銀行資金を固定させるに至つたことを以て不都合極る積弊であると爲し、先づ第一に此の點を改め、安全にして有效な方面のみに銀行の資金を使用せしめることとし、た次第に外なりません。夫れから、(2)同法制定の目的とした所は銀行間の統制を取らすこと (to regulate interbank control) に在つたのであります。即ち今回の金融恐慌に於て銀行と銀行との間の連絡が旨く統制せられてをらぬことが遺憾なく暴露せられたのであつて、之を改め銀行間の統制を取るやうにすることが急務と叫ばれるに至つた次第であります。夫れから更に、(3)には銀行の資金を投機的取引に充用することを防止すること其他 (to provide undue diversion of funds into speculative operations, and for other purpose) に在つたのであります。此の(3)は或は上記(1)の中を含め得るとも考へらるものであつて、要するに銀行資産の不當不健全使用を防止

し、更に銀行間の連絡統制、殊に中央銀行と地方銀行との關係を密接にし之に統制を加へて進まうと謂ふことに改正の目標を置いたのであります。

一九三三年六月の銀行(改正)法は大別して三つと爲すことが出來ます。即ち第一は聯邦準備銀行の組合銀行に對する監督及統制其他聯邦準備法の改正、第二は聯邦預金保險制度の創定、第三は組合銀行其他銀行に對する監督制限であります。先づ第一の聯邦準備銀行の組合銀行に對する監督及統制其他聯邦準備法の改正に付て申し上げます。即ち先づ聯邦準備局をして聯邦準備銀行から組合銀行に對し爲す所の融通に細則を設けしめ、之に反して投機取引を爲した場合には資金融通上の特典を取上げることとし、更に組合銀行が投機取引を爲して居るか否か不健全取引を爲してをるか否かを確知する爲め其の内容を調査し若は報告を爲さしめ、又貸付を擔保する有價證券の範圍、金額等に付ても嚴重なる制限を加へることとし、之を以て從來動もすると形式的に流れ實效の擧らなかつた組合銀行に對する監督を嚴重にし且つ實效的とした次第に外ありません。丁度多くの組合銀行が資金特融の關係に依て上記の Reconstruction Finance Corporation 即ち R.F.C. と直接に又間接に密接の關係を有するに至つたので之を由縁とし、之に據つて組合銀行の内容

を嚴重に調査し又報告を徴するやうな制度を確立したものであります。而して斯くの如く組合銀行の内容を調査し又は組合銀行をして報告を爲さしめると、組合銀行が如何なる方面に投資して居ると謂ふことが明瞭になり、若しも其の中に不當不健全投資を發見すれば直ちに之を停止することを命令し、命令があつても更に之に従はざる場合は之に對する制裁として資金の融通を休止し若は其の役員を解任し、更に進んでは組合銀行たる資格を剝奪して組合銀行としての受け得る特典を悉く受け得ざらしめることとしたのであります。

一九三三年六月の銀行法は又組合銀行たり得る範圍を擴大致しました。即ち全國に亘り成るべく多數の銀行其他金融機關を組合銀行の中に網羅し全國金融機關の中央集權的統制の實を期したものであつて、新に組合銀行たる資格を認められたものは所謂モリス銀行 (Moris plan banks) 又は之に酷似する金融組織、一定の相互貯蓄銀行 (Mutual savings banks) の如きであります。又一九三三年の銀行法は組合銀行たる州立銀行 (state member banks) に對し國立銀行と同様の權能を與へると共に國立銀行と同様の制限に服さしめることとしたのであります。元來州立銀行は各州法に依り設立せられたものであつて之に對する州の取締法が區々であるのみならず、之と

聯邦準備銀行、延ては聯邦準備局と緊密なる關係を有するに至つてをらないものが多かつたので茲に新法は州立銀行にして組合銀行 (別に説く通り州立銀行は組合銀行たることを勸要す) たるものは各州を通じ之を國立銀行同様のものに統一し、之に對する中央統制の強化擴大を企圖したものに外ならぬのであります。夫れから又新法は從來聯邦準備制度の外に立つてゐたと謂はれる所の外國銀行に對しても注意を拂ひ、之を聯邦準備局の特別監督の下に置き、米國全體の金融統制強化の必要上外國銀行に對しても種々の制限と取締とを加へることとなつたものであります。外國銀行に對する斯る特別の監督並に統制の結果外國銀行の營業は制限を受け之に付ては横濱正金銀行、三菱銀行、三井銀行の紐育支店に參りまして、色々實情を承つたやうな次第でありました。尙又一九三三年の銀行法は米國金融の中央統制機關たる聯邦準備局並に聯邦準備銀行に關する改正を爲し其の權限を擴張したものであります。即ち從來聯邦準備局の委員としては通貨管理官が當然其の地位に就いてをつたものでありますが、新法は更に大藏長官をも其の委員に加へ、而かも之をして聯邦準備局の議事を主宰せしめ、且つ其の他大統領の指名に因て選任せらるる委員の任期を十年から十二年に延長したのであります。斯くの如く國立銀行、州立銀行其他の金融機

關を監督統制する聯邦準備局及準備銀行をして中央政治力の指揮に従はしめ、斯くの如く中央政治力が強く米國金融の方面に侵入し之を支配するに至つたことは、後に述べます通り米國の傳統たる self government 即ち自治主義と全く異なるものであつて、之れが一九三五年の銀行法改正に當つて重要な政治問題ともなるやうになつたものであります。此の點に付ては後に更に述べることと致します。

尙又一九三三年の銀行法は open-market operation 即ち市場操作に關する制度として Federal Open-Market-Committee を設け、從來即ち千九百二十九年頃から事實上出來てをつたものを新に法文の明定せる制度と爲したのであります。從來は市場操作委員會に於て協議したことは、何等拘束力を持つてをらなかつたのであります。新法の制定に依て市場操作委員會に於て纏まつた事項は直ちに聯邦準備局に報告せられ、同局に於て之を適當と認むるときは各聯邦準備銀行をして之に基きて市場操作を爲さしめ、各聯邦準備銀行は斯る協議に於て定められたものに依るの外は市場操作を爲すことを許さぬこととしたのである。聯邦市場操作委員は各聯邦準備銀行から一名宛を選出せしめ、少くとも三ヶ月毎に集つて、通貨及金融市場操作に關する協議をするものであります。

ります。

以上述べた如く一九三三年の新法は聯邦準備銀行の組合銀行たり得る範圍を擴大し、成るべく多くの銀行其他金融機關の加入を要め、更に聯邦準備局及聯邦準備銀行が組合銀行の營業に付指揮監督する權限を強化徹底せしめ、尙ほ又聯邦準備局の組織を擴大充實して中央政治の力をして其の組織の中に深く浸潤せしめ、更に金融市場操作に關する制度をも新設したものであります。而して是れルーズヴェルト大統領の通貨及金融統制に關する臨時的、應急的政策の第一歩であつたと信ぜらるるものであります。

第二には一九三三年の銀行法が新に聯邦預金保險(Federal Deposit Insurance)制度を創設したことであり、勿論之は未だ暫定的制度たるに止まつたのであります。一九三三年の金融恐慌が銀行の信用缺如し之れが爲めに取付騒を惹起し、其の結果は却て預金者の利益を害損した事情に鑑み、それが保險制度を設け、右信用の缺如を補ひ公衆の利益を擁護せむとする趣旨に出たものに外ならぬのであります。此の制度に依ると、先づ聯邦預金保險會社(Federal Deposits Insurance Corporation)なる特殊會社を設立し、之をして左の割合に依り組合銀行の預金を保險せしめ、

- (1) 預金一〇、〇〇〇弗迄 一〇〇パーセント
 (2) 預金一〇、〇〇〇弗以上五〇、〇〇〇弗迄 七五パーセント
 (3) 預金五〇、〇〇〇弗以上 五〇パーセント

又休業銀行に對する「レシーバー」(Receiver)として休業組合銀行の資産を流動資金化し其の整理の衝に當るものであつて、此の聯邦預金保險制度は一九三三年の金融恐慌に對する對策として相當大きな實效を擧げたことは勿論でありまして、之れが、後述一九三五年の銀行改正法に於ては恒久制度化せらるるに至つてをるものであります。

第三に一九三三年の銀行法は銀行の健全化を期する爲めに銀行の貸付、投資業務其他に付各般の嚴重なる制限と取締とを加へたのであります。即ち新法は先づ銀行業と證券業とを截然區分して銀行業と證券業とは互に相兼ねることを嚴禁したのみならず、銀行が其の子會社として證券會社を有つこと、又は銀行及證券會社が同系會社となること、同一の親會社を有つこと等を禁遏して非常に強硬なる態度を以て之を取締ることと致したのであります。夫れで今では、大銀行、大信託會社が従來子會社又は同系會社として持つてをつた證券會社と全く關係を斷つたのであつて

例へば紐育ギヤランチャー信託會社は、我國の外債と馴染の深い彼のギヤランチャー・コンパニーと全く關係を分ち、又紐育ナショナル・シティ銀行は是れ亦我國の外債發行と密接の關係があつたナショナル・シティ・コムパニーと全く手を切つたのであります。ギヤランチャー・コムパニーの營業は今事實上イー・ビー・スミス・エンド・コムパニーに引繼がれ、ナショナル・シティ・コムパニーの營業はブラウン・ブラザース・ハリマン・エンド・コムパニーに引繼がれ、之に於て専ら證券業のみ携つてをる次第であります。尙又我國の國債其他の募集に頗る關係のあるクーン・ローブ商會の如きは、全く銀行業 private banker としての營業を止めまして、専ら證券業に手を伸ばしてをる有様であります。丁度私が米國に参りました昨年四月頃以後の起債界を見ますに、公債社債の借換(主として)ものがあらはれ、私の米國を去つた七月頃には相當の賣行を見せたのであります。其の募集賣出の衝に當つた證券業者中には屢々クーン・ローブ商會、さては上述のイー・ビー・スミス・エンド・コムパニー、ブラウン・ブラザース・ハリマン・エンド・コムパニー等の顔觸れが見えてゐたのであります。然し乍ら此等の業務に携はる人々の意見に依りますと、斯くの如く銀行業等と證券業者とを餘りに嚴格截然と區分することは、金融界が全く平常の状態

に復すれば、所謂「過ぎたるは及ばざるが如し」の喩の如く又別箇の弊を生むと申してをるのであつて、弊害を生ぜざる範圍に於て銀行に證券取扱を再認して欲しいと謂ふ要請は金融業者其の他者の間にも相當強いやうに見受けました。後述の一九三五年の銀行法改正の際、上院では此の多少緩和の要請が既に現はれたのでありました。兎に角一九三三年の銀行法に於ては斯くの如く強硬の態度を以て銀行業と證券業との截然區分を敢行したのであります。又一九三三年の銀行法は國立銀行及州立銀行の支店開設、國立銀行、州立銀行の最低資本金、國立銀行、州立銀行が、唯一の受託者として自己株式を所有する場合に於ける議決權の行使並に預金の利息に付夫々制限を設けたのであります。

一九三三年の銀行法の梗概に付ては上述の通りであります。然る所ルーズヴェルト大統領は一九三三年から一九三四年に掛けて改正銀行法の實蹟に鑑み *the sound, effective, and uninterrupted operation of the banking system* 即ち「銀行制度の健全効果的にして阻碍なき運用」を期する爲めに、昨一九三五年に新なる銀行改正法を議會に提出するに至つたのでありまして、同法案は一九三三年の銀行法に依り同年の金融恐慌に對する應急的暫定的に認められた中央集權的金融統

制の權限を更に強化し且つ恒久的に之を認めむとするものであつて其の當否は當時朝野の議論的となつたものであります。或は今秋行はれます所の大統領選舉に在ても、斯くの如く米國全體の金融を強度に統制する權限を、中央に集中せしむべきか、又は中央と地方との間に圓滿なる協調を保持しつつ、地方自治 *self-government* に依る金融組織の整備健全を計るべきかは議論的になるのではないかと思はれる次第であります。

一九三五年の銀行法は是れ亦三つの部分に分れるのであります。即ち第一は聯邦預金保險制度に關するもの、第二は聯邦準備法の改正に關するものであり、第三は銀行に關する規定の技術的修正であつたのであります。既に述べた通り一九三三年の銀行法は休業銀行の預金者保護の目的を以て應急的に聯邦預金保險會社を設立し、之をして銀行預金の保險、休業銀行の整理等を取扱はしめたものであります。一九三五年の銀行法は此の制度を恒久化したものに外ありませぬ。即ち新法は從來の聯邦預金保險會社を恒久的施設と爲し、其の業務執行機關たる取締役會は三名の取締役を以て構成せしめ、内一名は通貨監督官をして之に當らしめ其の他の二名は大統領の指名に依らしめたこと、並に通貨監督官を以て取締役會長たらしめたこと等は一九三三年の銀行法

と趣旨精神に於て異なる所はないのであります。而して新法は成るべく多数の銀行が聯邦預金保險會社の組合銀行として被保險銀行となる途を拓き且つ之を要請し、聯邦預金保險會社の組合銀行の擴大化を計つたものであつて、從來組合銀行たらざりし銀行が新に組合に加入するには種々の便宜規定をも設けました。聯邦預金保險銀行の組合銀行は毎年其の一定の預金額に對し十二分の一パーセントに相當する負擔金の拂込を爲すことを要し、其の拂込金は聯邦預金保險會社の保險資金に充用されるものであります。銀行が聯邦預金保險會社の組合銀行となれば、其の預金は所定の割合に應じ聯邦預金保險會社に依て保險せらるるものであつて、斯くして預金者の利益を保護すれば、組合銀行の信用を増進し、組合銀行の預金吸收を容易ならしむることとなり、預金者の利益保護は結局銀行の利益に歸することとなるものであります。

斯くの如く一九三五年の銀行法は聯邦預金保險會社の組合銀行の擴大を計ると共に又聯邦預金保險制度と聯邦準備制度との間に緊密なる關係聯絡を設けることと致しました。即ち新法施行の日迄に營業の免許を得たる國立銀行及州立銀行にして聯邦準備銀行の組合銀行たるものは、何れも何等の手續を要せずして預金保險會社の組合銀行即ち被保險銀行たるべきものとし、又未だ聯

邦準備銀行の組合銀行たらざる銀行も、組合銀行となつたときは是れ亦當然被保險銀行たるべきものとし、兩者の關係をなるべく不可分的に取扱ふことに致したのであります。而して更に被保險銀行の業務監督に付規定を設けて若し *unsafe or unsound practices* 即ち不安全若は不健全の取扱を爲した場合、其の銀行若は其の役員に對し制裁を加へることとし、尙其の業務を監督するには、聯邦準備局、聯邦準備銀行と協力することとしたのであります。斯くの如くにして多数の國立銀行、州立銀行は聯邦準備銀行の組合銀行たると同時に預金保險會社の被保險銀行となり、之れが強化せられたる中央集權的統制下に置かれることになつたのであります。尙一九三五年の銀行法は聯邦預金保險會社をして銀行の休業せる場合に「レシーバー」として之れが整理に當らしむることと致しました。之は上述一九三三年の銀行法が暫定的應急的に設けた規定を恒久化したものでありまして、聯邦預金保險會社が休業した銀行の「レシーバー」に選任せられ、其の整理を爲すには、先づ休業銀行の業務を承繼する爲めに新に國立銀行を設立すると同時に、他方に於て休業銀行の資産を適當に換價し、休業銀行の株主に對し其の債務並に責任の履行を強要し、更に法定の手續に従ひ休業銀行の業務を清算するのであります。聯邦預金保險會社が休業銀

行の資産を換價し又た休業銀行の株主及取締役に對し債務及責任を強制して得たる現金は、先づ自己が被保險預金を代位辨濟したる金額の返済に控除充當し、仍ほ殘餘を生ずる場合は之を預金者其他の債權者に平等に分配するのであります。

次に一九三五年の銀行法は聯邦準備法に改正を加へたのであります。新法制定を廻る中心の問題は實に此の聯邦準備法の改正に在つたのであつて、ルーズヴェルト大統領は全米國の金融機關を少數の中央政治家の指導する強大なる統制下に置かむとする所謂 Government-owned Central Bank system を實現せむとし、之に對し上院に於て大修正があり終に上下兩院の協議會に於て妥協が成立する迄大きな論議的となつたものでありまして、之は私共の記憶に仍ほ新なる所でありませぬ。

一九三五年の新銀行法は、聯邦準備局の名稱 Federal Reserve Board を Board of Governors of the Federal Reserve System 及び Governor of the Federal Reserve Board を Chairman 及び Vice Governor を Vice Chairman に改め、聯邦準備局の構成員九名を減じて七名と致しました。又一九三三年の改正に依て、聯邦準備局は當然の構成員たる大藏長官(一九三三年之を加ふ)及通貨監督官各一

名の外、各聯邦準備區より選出に係る五名の構成員、並に大統領の指名に係る二名の構成員通計九名に依て構成せらるゝこととなつたのであります。一九三五年の新銀行法は之を七名に減じ、何れも大統領の指名に因りて選任することに改めたのであつて、大藏長官及通貨監督官は一九三六年二月一日以後は當然聯邦準備局の構成員たるを得ざるに至つた譯であり、其の他の現構成員も一應同日迄の任期と致しました。而して今後新に構成員を選任するに付ては、一聯邦準備區から一名以上の構成員を指名することを得ざることとし、且つ大統領は金融、農業、工業及商業上の利益を公平に代表し、全國の地理的區域に適當の考慮を拂ふことを要する旨を明にしてをるのであります。

思ふに今回大藏長官及通貨監督官が當然の構成員たることを廢止したるは、是れ少數政治家が全國金融機關に對する強大なる統制權力を掌握することを以て、却て危險にして聯邦準備制度を設けたる本來の目的に適合せざるものと爲す上院の主張が（或は少くとも形の上に於ては）貫徹した所であると謂はれてをるのであります。ルーズヴェルト大統領が一九三三年折角加へた所の大藏長官も今回の新法に依て當然の構成員たるを得ざることとなつた次第であります。次に示す

通り緊急非常の場合に、大蔵長官に附與せられたる権限を、平常の場合にも仍ほ行使せしむるは、却て當を缺くと、紐育チエイヌ・ナショナル銀行頭取オールドリッチ氏の主張せる所が或程度迄容れられた結果であると謂はれたのであります。

紐育チエイヌ・ナショナル銀行頭取ウキンスロップ・ダブリュー・オールドリッチ氏 (Winthrop W. Aldrich) は、銀行實際家として又嘗て法律家たりし經驗に立脚して、ルーズベルト大統領の新銀行改正案に反對の意を表明し、「意見書を上院金融通貨委員會の特別委員まで提出したのであります (statement before the subcommittee of the United States senate Committee on Banking and Currency)」。私は此の意見書中に、上記 Government-owned Central Bank 制度に對する反對意見が能く表明せられてをと思ふのであります。即ち同氏は「此法案(一九三五年度の銀行法改正案)は單なる銀行法案のみに非ずして實に金融及通貨に關する法案であり且つ今議會に提出せられてをるものゝ中、最も重要なものゝ一と見なければならぬ」と冒頭して、同法案が聯邦準備制度を根本的に改めむとする點を難じ、諸外國の中央銀行制度を引用して同法案が頗る專斷的なことを指彈し、現行の制度が地方の自治政府と中央政治力との間に balanced control を維持し、之に依て運用宜しきを得る所以を力説し、故ウキルソン大統領が、「our banking laws must mobilize reserves; must not permit the concentration anywhere in a few hands of the monetary resources of the country」云々と謂ぐるを引用して、少数者の掌中に (in a few hands) 金融統制上の集中せる權力を與ふべきものに非ざることを強く主張し、緊急の必要に應ずんが爲め附與せられたる権限を平常の場合に行使せむとするは當を得ざるものとして、聯邦準備法の改正に反對したのであります。

近時歐米諸國に於て國際金融の異常状態、國內財政及經濟の必要其他から、金融機關に對する中央統制が著しく強化せられ、甚だしきに至つては斯る中央統制權力が少數、若は極めて少數の政治家の掌握するに至つた國も三、四に止まらざる次第であつて、英佛の如き國に於てすら、勿論實現を見ることなしと雖も、一部の人の間には英蘭銀行其他英國銀行の國營論(勞働黨)、又は佛蘭西銀行の國營論(社會黨) (本講演後、佛國內閣更替しレオン・ブルーム首相は、昨年議會に於て佛蘭西銀行の國營論を叫むだと同趣旨で、同銀行の改造に着手したと傳へらる) を唱ふる者も存する有様であります。米國に於ても今回の銀行法に依り聯邦準備制度に改革を加へたことは、矢張同様の傾向に立つものと見ることを得べく、而かも全米國の金融機關に對する統制權力が中央に集中せられ、強化せられつゝも、斯く之れが米國の國情に照し極端且つ度を超えて強化集中せられて少數の政治家の掌中に歸するは、却て弊を伴ひ當を得ずと爲し、ルーズヴェルト大統領の主張が其の原案其の儘には貫徹を見なかつたのであります。

斯くの如く聯邦準備局の構成員の中より大蔵長官及通貨監督官を除外せるも、然し乍ら一方に於て新銀行法は七名の構成員全部を大統領の指名に係らしめたる事實を適示し、之に依り少數の政治家の掌中に聯邦準備局を通じての統制權力を収め得るものであつて、ルーズヴェルト大統領

の Government-owned Central Bank 制度の精神は、斯る形態に於て貫徹せられざるものと論ずる者もある次第であります。

更に新銀行法は、聯邦準備局構成員の任期十二年(一九三三年に改む)を更に延長して十四年と爲し、聯邦準備局の構成員は其の任期中は勿論のこと、退任後と雖も仍ほ二年間は組合銀行の役員其他の地位に就くことを許さぬことと致しました。聯邦準備局の構成員の中一名の議長と一名の副議長を置くことは既に申上げた通りであつて、其の議長及副議長は何れも大統領の指名に依て決るものであります。申す迄もなく議長は聯邦準備局の事務を統べ、議事を指揮し、議長不在の場合は副議長が之に當り、議長及副議長共に不在の場合は、他の構成員の中より一時的議長 (chairman pro-tempore) を選任するのであります。

更に一九三五年の新銀行法は Federal Open—Market Committee の制度を強化し恒久化しました。元來一九三三年の金融恐慌前に於ても各聯邦準備銀行は隨時會合し、市場操作其他に付協議を爲すを常としたと雖も、未だ制度として常置せらるゝに至らなかつたのであります。然るに既述の通り一九三三年の銀行法は、同年の金融恐慌の對策の一として不取敢、暫定的に之を一の

制度と爲したものであつて、更に今回の新法は斯る暫定的制度を本格的なものとして爲したものに外ならぬのであり、新法の認めた Federal Open—Market Committee は、上記聯邦準備局構成員(七名)、並に五名の聯邦準備銀行代表者より成るのでありまして、五名の聯邦準備銀行の代表者は左の方法に依り選任せられるものであります。

- (1) ポストン及紐育の聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること
- (2) 費府及クリブランドの聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること
- (3) 市伽古及聖路易の聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること
- (4) リツチモンド、アトランタ及ダニスの聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること
- (5) ミネアポリス、カンサス市、及桑港の聯邦準備銀行の取締役會に於て一名の代表者を選任すること

即ち右委員會は一九三三年の銀行法に依るものと異なり聯邦準備局構成員を以て當然 Federal Open—Market Committee の委員を兼ねしめ、兩者の接近聯絡を計り運用を圓滑ならしめた次

第と見なければなりません。

Federal Open—Market Committee は華府に於て毎年少くとも四回之を開催し、原則としては聯邦準備局長之を招集するのでありますが、其の外又委員三名の要求あるときは何時にても之を招集することを要することとなつてをります。

各聯邦準備銀行は Federal Open—Market Committee の指揮に従ひ、市場操作に協力することを要し、斯る市場操作を爲す爲めに合衆國債、合衆國の保證に係る債券を其の期限に拘らず買入れ又之を賣渡すこととしました。但し斯る買入又賣渡は必ず之を公市場 (Open—Market) に於て爲すことを要し、尙聯邦準備局長及 Federal Open—Market Committee の議事決定其他の事務に付記録を作成し、之を備置くことを要することとなつてをります。

以上の外新銀行法は、聯邦準備銀行の組合銀行に對する短期資金の融通 (手形割引の方針に依るものでありまして、期限は四月以内、利息は二分の一パーセント以内、必要に應じ擔保を附する)、國立銀行の不動産抵當貸付 (不動産は農地、住宅地、事務所敷地に限り、其の上に設定せる一番抵當權を以て擔保とし、其の貸付金は斯る不動産の評価額の五〇パーセント以内とし、期限

は五年以内と致したのであります。但し貸付金が十年以内に減債基金に因り、元金の四〇パーセントに相當する濟崩辨濟を爲す場合には、擔保物の評價格の六〇パーセント迄貸出すことを許され、且つ其の期限も十年迄延長することが出来るのであります。尤も不動産貸付總額に於ては國立銀行の拂込資本金及剩餘金、又は其の定期及貯蓄預金の六〇パーセントを超ゆるを得ないことと致しましたに付ても夫々規定を設けました。

一九三五年の新銀行法が、聯邦準備制度に改正を加へたる點は大體上述の通りであります。尙最後に一九三五年の新銀行法は、銀行法の技術的 (字句其他) 修正を行つたのであります。之は最近に於ける頻々たる銀行法の改正に因り、法條字句の上に於て統一及聯絡を缺きたる點、其他を整理統一したるに過ぎざるものであつて、茲に特に取立て、述ぶべきものはありませぬから省くことと致します。

之を要するに、米國に於ける最近の銀行法改正は、既に屢述した通り預金者の利益、即ち公衆の利益擁護の著しき強調、健全銀行制度の樹立を目標したものであつて、最初は一九三三年の金融恐慌に對する安定策として、非常應急的、暫定的形式に於て制定を見、之れが一九三五年の新

銀行法に至て斯る非常應急的、制定的形式より常時的恒久的形式に發展の過程を辿りつゝあるものと謂はねばならぬのであります。而して公衆の利益擁護の著しき強調、之れが爲めに健全銀行制度の樹立が、法制をして銀行其他の金融機關に對する中央政府の統制的支配的権限を著しく擴大せしめ、之れが爲めに従來米國法制の根柢を爲してをつた地方自治の精神とは相當の距離を有つに至つたことは争ふべからざる事實であります。

更に以上述べました數度に亘る米國銀行法の改正は先づ一九三三年の金融恐慌を安定せしめ、休業銀行を整理し、進んでは銀行其他金融機關の健全化、米國金融の統制に付尠からざる効果を收めつゝあり、又收め得たのであります。而して全國銀行其他金融機關に對する中央政府の統制的支配的権限を高度に擴大し、所謂 Government-owned Central Bank 制度を確立するに付ては、他方に於て主として反對黨側から反對も起つてをるのであつて、思ふに最近に於ける米國銀行法の改正は、今仍ほ進展の過程に在るものであり、勿論完成一段落を見た譯でなく、之れが一段落を附ける迄には仍ほ時日を要し、其の間、右述の相對立せる二つの主張が如何なる結着を見せるかは、今秋に行はるべき大統領の選舉、其の結果に因る政策變更の有無等を廻つて極めて興味ある問題であると謂はねばならぬのであります。米國の金融統制の實情に付觀ました所は大體以上述べましたやうな次第であります。

三、獨逸經濟統制の基調

次に述べたい點は獨逸經濟統制の基調に付てであります。獨逸に於ける經濟統制の實際に付ては、既に各方面の人々に依て説かれ、又此處でも色々御話もあつたやうに聞及むでをりますので私が今更ら之を繰返し申上げる必要もあるまいと思ふ次第であります。殊に私が獨逸に参りましたのは丁度昨年九月、即ち九月四日の國際聯盟理事會に於て伊・エ紛争問題の平和的解決、對伊サンクションの準備工作が議せられた模様を聞きつつドーバーを渡つて、オステンドから白耳義を通過し、アーヘンよりケルンを経て伯林に這入り、又九月の末には、伊・エ兩國間に益々風雲急にして歐羅巴の天地に不安の漲るを見つつ、和蘭を経てハルウキツチより再び英國の地を踏むだ有様でありまして、其の間滞在の日數も多からず、從て獨逸各地の實情に付充分の取調をする追もありませんでしたので、旁々茲ではただ獨逸經濟統制の基調、其の指導原則とも謂ふべきもの

に付て、少々見た所、又書物其他で蒐集した所を申上げて見たいと思ふ次第であります。

別に述べました如く米國に於てルーズヴェルト大統領の政策は、パブリック・インタレスト、即ち公益、國益の強調と、パブリック・ポリシー、即ち公衆の爲にする政策の實施に重點が置かれたのでありますが、矢張り獨逸に於ても之れがナチスの經濟政策に於て大きな要素を成してゐるのであります。是れ亦曩に述べた通りナチスは新に *Gemeinnutz geht vor Eigennutz* 即ち「公の利益は個人の利益に先だつ」と謂ふ原則を立法化し、公益、國益の保護強化力調に頗る努めてゐる次第であります。此の種の立法の形式、立法方法に付ては學者中に或は異論を存するものもあるかも知りませんが、其の内容たる「公益優先」の原則に付ては既述の通り各國夫々相當の程度に於て認めてをり、我國に於ても是亦國益公益、の優先は廣く認められてゐる所でありまして、唯ナチスの新立法に於ては之れが已に法の直接の明文の上に具體化せられたのであります。茲に國益公益、優先の原則とは、申す迄もなく國家の利益、公衆の利益を第一義的に置き、其の認容する範圍と限度とに於て個々、個人の利益を追求するを許されることを意味するものであつて、個々に對する全體の *controle* 全體の爲めに個々に對して必要の程度の制限を加ふること

を強調するものに外ならぬのであります。夫れで勿論個々の利益を全然考慮しないと謂ふ意味ではありません。ナチスの經濟政策の基調を爲す原則は上述の通りであります。

元來ナチスの政權の下に於ては經濟大臣に各部門部門の代表機關たる同業組合の公認、監督等に關する一切の權限を與へ、其の實行方法として經濟指導者 (*Führer der Wirtschaft*) を任命し其の下に十三の經濟部門を設けた。工業は(1)鑛業製其他金屬工業、(2)機械車輛及電機工業、(3)製鐵品工業、(4)土石、窯業、建築、木製品等、(5)化學製紙及印刷工業、(6)纖維、被服、及皮革工業、(7)食料品其他工業の七部門に分かれ、其他の事業を(1)商業、(2)手工業、(3)銀行、(4)保險、(5)交通、(6)動力の六部門とし、又農業は食糧大臣の下に於て、何れも中央に集中せられた獨裁的統制を敢行したものであります。如上の原則の下に強固なる統制を行つてをるのであります。それ故に、獨逸に於て従來行はれてをつた所の自由主義の政策と自由主義の經濟とは、非常に内容及形式を異にして來たのであります。實際、獨逸全國の經濟諸企業の經營を擧げて總て國益、公益の上から指導統制し、此の見地から不都合と認めらるる經濟行爲、企業の經營は一切之を差控へさすものでありますから、之れは非常に自由主義の經濟とは行き方を異にしてをるのであります。

夫れからナチスの政策に於ては、獨逸の資本は獨逸の經濟の爲に御役を勤めるものであり、(Einh) 獨逸の經濟は更に獨逸の國の御役を勤めるものであると謂ふやうに解せられてをるのであります。之れは一昨年三月二十一日にヒットラー大總統が演説をして居るのであります。其の中にも「資本は經濟に、經濟は國民に御役を勤めるものである」と謂ふ趣旨の言葉を使つて居るのであります。夫れから曩に引用したデェリング博士著書「信用經濟及銀行改善」の中にも同趣旨の言葉が見えて居るのであります。此の他にも各方面に於て此の種の言葉が使はれてをる次第であります。

斯様に獨逸の經濟統制を眺め來り、而して其の統制手段は既に一寸述べました如く随分思切つた中央獨裁的統制であつて其の決定は全く最後のものであり其の決定權を中央に持つて來て、それ一切従はずと云ふやうなことを致したのであります。一例を獨逸勞資協調の如き問題に取つて見たいと存じます。從來は企業家と勞働者とが相對立した關係に在つたのであります。今日に於ては最早相對立するが如き關係は存しないのであつて、強固なる中央統制の權力の下に相並んで立つて居るのであります。それで若し企業方面の人と、勞働者方面の人との間に意見の不一

致を見るやうな場合に於ては、其意見の何れが公正であるかを裁定する爲に、一つの裁判所が出來たのであつて其の裁判所に對し、意見の裁定を求めるのであります。若し裁定を求め之に對し與へられた裁定は最終的のものであつて誰も之に従はねばなりません。斯る點から能く世間では獨逸に於ては最早ストライキもなければ勞働爭議もないと謂はれてをる次第であります。經濟、産業の各部門に對して、總て斯う謂ふ式でやつて居るのであります。中央に強固なる獨裁的權力を集中し、其の指揮の下に、全國的に經濟が統制されて行つてをるのであります。

而して其の統制は専門の技術者、經驗家、學者を能く配合し、其の意見を良く尊重し、經濟、統制マネジメントの統制の實を擧げることとを期し、眞に各専門家が政府を助け十分に働いてをるのであります。

獨逸經濟統制の基調を成しつつあるものに付ては、大體以上述べた通りであります。尙ほ此の外にも色々申上げて見たい點もあるのでありますが、御約束の時間も過ぎましたから、大體此の位の所で御許しを御願致します。長々御清聴を煩しました。

昭和十一年七月三十日印刷
昭和十一年八月三日發行

俱樂部講演第百卅一輯

定價貳拾錢

經濟俱樂部演講

—(131)—

不 許
複 製

編輯
所兼

神 原 周 平

東京日本橋本石町三丁目二

印刷
人

本 間 十 三 郎

東京市牛込區矢來町三十六

東京日本橋本石町三丁目二

發行所

東洋經濟出版部

振替口座東京六五一八番

東京=清揚社印刷=牛込



終

